

# 請願文書表

平成 2 8 年 第 1 回  
熊谷市議会定例会

目

次

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 請願第 6 号 | 「安全保障関連法の廃止を求める意見書」の提出を<br>求める請願・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 1 |
| 請願第 7 号 | 「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求め<br>る意見書」の提出を求める請願・・・・・・・・・・ | 3 |

請願第6号 平成28年2月22日受理

件名 「安全保障関連法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

請願者 熊谷市広瀬412-4  
熊谷地域労働組合連合会  
議長 小鮎勝二

紹介議員 大山美智子

要旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

## 【件 名】

「安全保障関連法の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

## 【請願趣旨】

安倍政権は、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、安保関連法という名の戦争法を、反対する多くの国民の行動や声を無視して強行成立させました。法律は、集団的自衛権の行使を認め、「戦闘地域」への自衛隊派兵、武器使用の拡大、後方支援という名の「兵站」、PKO法「改正」による治安維持活動への参加など、まさに憲法が禁じている「武力の行使」をすすめるものとなっています。

法律の審議の中で、圧倒的多数の憲法学者、内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が安保関連法を「違憲」と断じたのは極めて重大です。憲法の根幹に関わる法律が、十分な審議を行うことなく成立したことは、立憲民主主義国家として許されるものではありません。国民の8割を超える人たちが「国民に十分に説明していない」「説明が不十分だ」と声をあげています。

法律は可決成立したとしても、いずれも憲法違反であって、国の最高法規である憲法に反する法律は効力を有しないものとならざるをえません。今後、政府が法律にもとづく様々な措置を実行すれば、それらは全て憲法に反する無効な行為であり、国民に重大な人権侵害を生ぜしめるおそれがあります。安保関連法は直ちに廃止するしかありません。

## 【請願事項】

安全保障関連法について廃止を求める意見書を国に提出してください。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願します。

請願第7号 平成28年2月25日受理

件名 「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」  
の提出を求める請願

請願者 熊谷市箱田5-2-8  
全日本年金者組合熊谷支部  
支部長 井田雅夫

紹介議員 桜井くるみ

要旨 別紙のとおり

付託委員会 市民福祉常任委員会

## 【件 名】

「若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書」の提出を求める請願

## 【請願趣旨】

厚生労働省は昨年<sup>2003</sup>の全国消費者物価指数 2.7%、賃金 2.3%上昇を受けて本年 4 月より、年金を 0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして 2.7%増額するべきところを 2004 年の「年金法」の改定を受け、より低い賃金上昇率 2.3%から年金の「特例水準」解消のためとする 0.5%を減じた上に、「マクロ経済スライド」の初の適用でさらに 0.9%を減額し、結果として 0.9%増額改定にとどめたことによるものです。

その上、政府・厚生労働省は、「少子化」と「平均余命」の延びを理由に「マクロ経済スライド」を使ってこの先 30 年間も年金を下げ続ける事を見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定も狙っています。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増のもとで高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が 2000 万人にも増大し、年収 200 万円以下のワーキングプアが 1100 万人を超える異常な状態となる中、「将来の年金生活者」にとって大変深刻な問題です。

いま若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切り替え、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚・少子化に歯止めをかけることです。

年金は、その殆どが消費に回ります。年金の引き下げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば地域の消費も増え、地方税収が増加し、高齢者の医療や介護の負担も低減できる好循環になります。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできる事、

地域のつながりと街づくりに貢献できることを願っています。

**【請願事項】**

年金問題に関わる私たちの切実な要求である下記事項について、意見書を採択し、国会又は政府関係省庁に送付されるよう、地方自治法第 124 条の規定により請願します。

- 1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。
- 2、年金を毎年下げ続ける「マクロ経済スライド」を廃止すること。
- 3、全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現すること。
- 4、年金支給開始年齢をこれ以上に引き上げないこと。